

平成21年12月
最近改正平成 27年 4 月

横浜市職員共済組合

被扶養者認定
事務処理取扱要領
別 紙

はじめに

短期給付の安定した財政運営を図るため、その対策の一環として被扶養者の適正な資格管理は不可欠なものです。

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）、「地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）及び地方公務員等共済組合法運用方針」に定められていますが、さらに健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参考にして、横浜市職員共済組合被扶養者認定事務取扱要領（以下「要領」という。）を定め、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）では、被扶養者の認定を適正に行います。

法第2条第1項第2号の規定により、扶養親族を被扶養者として認定する権限は組合にあります。

この権限に基づき被扶養者として認定されない限り、扶養親族が保険医療機関で保険給付を受けることができません。

被扶養者とは『主として組合員の収入により生計を維持されている事実があり、続柄、収入など一定の条件を満たしている家族』について組合に申告し、認定された者です。

被扶養者として認定された者は、組合員の皆さんが支払った掛金により、組合員と同様、疾病、負傷、出産、死亡の保健給付を受けられることとなります。

組合における「扶養」とは、義務的または精神的な扶養ではなく、生活費の負担をしているという生計維持という意味の扶養です。

被扶養者認定は、単に認定対象者の収入が基準内であればよいというものではなく、申告をすればすべてが被扶養者になれるものではありません。

生計維持関係の実態もないのに、安易に国民健康保険料(税)を節約するために組合員の被扶養者になるということは認められません。

虚偽の申告により被扶養者になった者の医療費を支払うことは、共済組合の財政に大きな影響を与える結果となります。

被扶養者の認定は、たとえば学齢期の児童・生徒や修学中の学生等は主に父母に頼って生活をしていると考えるのが通念ですが、一方、修学中でない成人の者や退職後の親などは、その生活実態を把握することが重要なポイントとなり審査に必要な書類も多岐にわたります。

したがって組合では、「横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領」に基づき、収入確認はもとより、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力、社会通念等を厳正に総合的に勘案し認定の可否を判断します。

また、被扶養者認定は生活実態そのものの確認であることから、私的な事情を確認する書類等の提出を余儀なくされることとなりますが、その資料を取扱う組合では当然のことながら情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報保護の努める義務があります。

しかし、被扶養者の認定の可否に必要な資料については個人情報であっても提出を求めることとなりますが、組合が求めた資料の提出を拒否されるような場合等は、その時点で認定審査の意思放棄とみなし、審査を終了し申告の取り下げとして取扱わせていただきます。

被扶養者の認定について、組合は全組合員に対し慎重にまた公平・公正に審査、確認をしますので、組合員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いします。

目 次

I	被扶養者の定義及び認定要件	1
1	被扶養者の定義	1
2	被扶養者の認定要件	2
II	収入基準等	3
III	新たに扶養家族が増えたとき	5
1	資格取得日	5
2	提出書類	5
IV	離職した家族について申告するとき	7
1	雇用保険に関して	7
2	病気が理由で離職したとき	8
V	子の共同扶養	8
VI	父母（親）の認定	9
	【一覧表】扶養増の事由発生日及び申告に必要な添付書類等	11
VII	扶養家族が減ったとき	12
1	資格喪失日	12
2	提出書類	12
	【一覧表】扶養減の事由発生日及び申告に必要な添付書類等	13
VIII	別居している（した）者を申告するとき	14
1	届出事由による提出書類	14
2	送金について	15
3	海外に別居するとき	16
4	二世帯住宅等	17
IX	不安定収入がある場合	17
X	配偶者からの暴力を受けた者について（DV）の取扱い	17
XI	その他	
1	配偶者と離婚したときの子について	18
2	奨学金、研究奨励金及び司法修習生貸与金	18
3	不動産収入	18
4	認定前の医療機関受診	18
5	資格喪失後の医療機関受診	19
6	保健給付費の戻入	19
7	資格証明書	19
8	収入比較	19
XII	国民年金第3号被保険者の届出	19
XIII	扶養状況調査（検認）	20
XIV	被扶養者認定関連法 （一部抜粋）	

被扶養者申告書（見本）と記入について

I 被扶養者の定義及び認定要件

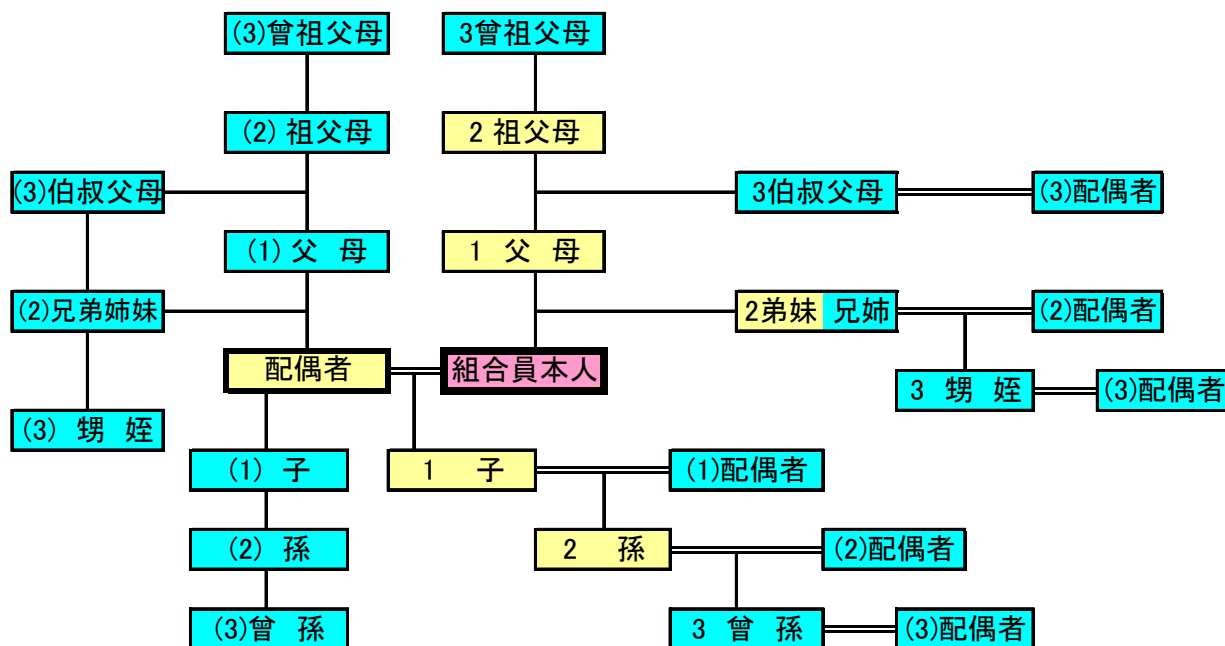
1 被扶養者の定義

地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号により **主としてその組合員により生計を維持されているもので**、範囲は次のとおり規定されています。

*続柄により同居が条件となる被扶養者もいますので注意してください。

- (1) 組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一の世帯に属する3親等内の親族で(1)以外のもの
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあるものの父母及び子で、組合員と同一世帯に属するもの
ただし、事実上婚姻関係にある場合には、原則として住民票に「妻（未届）」「夫（未届）」の記載が必要
- (4) (3)に掲げた配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続きその組合員と同一の世帯に属するもの

※ 生計を維持しているとは、組合員が認定対象者の生計費の1/2程度以上を、認定時から継続的に将来に向けて維持している状態をいいます。



□ は組合員本人と同一世帯であることが条件
数字は組合員本人からみた親等数を示し、数字のみは血族、()は姻族

組合員と同じ家に住んでいても住民票が「別世帯」になっている場合（世帯分離している場合）には、被扶養者として認定しません（配偶者の親など水色で色塗りされた続柄の方だけでなく、父母や子など黄色で色塗りされた続柄の方についても同様です。）。

住民票の「世帯」とは、「居住と生計をともしする社会生活上の単位」であるので、世帯を分離しているということは、同じ家に住んでいても生計を別に行っている（経済的に独立している）と考えられるからです。

2 被扶養者の認定要件

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者または船員保険の被保険者である者、あるいはその被扶養者に認定されている者については被扶養者の対象としない。
また、後期高齢者医療制度の被保険者である者も該当しない。
- (2) 1の地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号に規定される「主として組合員の収入により生計を維持するもの」に該当しないものは次のアからエであり、さらに横浜市職員共済組合被扶養者認定事務取扱要領に基づきオ以降を定めます。
 - ア 認定対象者について、当該組合員以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当またはこれに相当する手当を受けている者
 - イ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、当該組合員が主たる扶養者でない者
 - ウ 年額130万円以上、月額基準108,334円以上の恒常的な収入のある者。ただし、収入の全部または一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る場合、または60歳以上の者であって収入の全部または一部が公的年金等に係る収入である場合には年額180万円以上、月額基準150,000円以上の恒常的な収入がある者
 - エ 18歳以上60歳未満の者（ただし、学校教育法に規定する学校の学生及び病気等のため就労能力を失っている者等を除く）
 - オ 雇用保険の基本手当等日額で判定をする収入については3,612円以上の日額給付を受けられる者または、前記ウのただし書きのものにあつては5,000円以上の給付を受けられる者
（詳細は、後記「IV離職した家族について申告するとき」参照）
 - カ 傷病手当金等の休業補償は病気やけがのために仕事を休み、給料が減額されたり支給されないときに、その間の生活保障として支給されるため前記オと同様に日額判定をします。受給中の者若しくは給付を受ける資格があり申請をする予定の者は認定できません。
支給終了したときにそれが確認できる書類を提出し、他の要件を具備している場合に、被扶養者の申告ができます。
- (3) 個人事業者は国民健康保険に加入することが原則のため、被扶養者の対象としません。ただし、収入のある国民年金第3号被保険者との公平性を期するため、状況により認定する場合があります。
（詳細は、後記「II収入基準(7)」参照）
- (4) 法人の役員は被扶養者になることはできません。ただし、常勤役員でないことを確認できる書類の提出があつた場合は、被扶養者として審査対象とすることができます。ただし、代表取締役は除きます。
確認のため、法人登記の履歴事項全部証明書等の提出を求めます。

※ 基準額を満たしていても、扶養している実態があると判断できない場合は、認定できません。

※ 上記(2)エについては一般的に認められませんが、扶養事実や扶養しなければならない事情がある旨の申告が組合員からあつたときに、その実態を具体的に調査確認して認められる場合があります。

Ⅱ 収入基準等

- (1) 認定対象者の向こう1年間の収入見込み額が年額130万円未満、かつ月額基準108,334円未満の者。ただし、収入の全部または一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る場合、または60歳以上の者であって収入の全部または一部が公的年金等に係る収入である場合には年額180万円未満、かつ月額基準150,000円未満の者。
- (2) 被扶養者として認定する際の収入基準額に定める収入とは、所得税法に基づく収入ではなく、非課税の遺族年金や障害年金をはじめ、厚生年金、共済年金、企業年金、給与収入、不動産収入、事業収入、利子及び配当など課税非課税にかかわらず、すべての収入が対象となります。

株式等の譲渡収入は所得税法上確定申告不要の場合もありますが、所得税法上確定申告が不要でも共済組合の収入には含めません。（後記【主な収入の種類】参照）
- (3) 所得税法上は暦年の収入で判定しますが、被扶養者認定にあたっては認定時から将来にむけての恒常的な収入を原則として判定します。

ただし、結果として暦年で確認できる証明書等により収入が判明した場合は、その証明書等に基づき判断するものとします。
- (4) (3)の「認定時から将来にむけての恒常的な収入」とは必ずしも1年間の総収入をさすのではなく、臨時、パート、アルバイト等であっても雇用形態を確認することにより、向こう1年間の収入見込み額が130万円を超えると判断できるときは就労開始時を資格喪失日とします。

このとき、交通費は含めません。また、賞与に相当する報酬がある場合は、状況に応じて配分加算します。
- (5) 退職一時金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入は恒常的なものとはいえないので、収入には含めません。
- (6) 個人年金は自身が過去に積み立てた分（元金）も含め、他の年金と同様に収入とみなします。

ただし、一括して受けとった場合は一時金として(5)と同様に扱います。
- (7) 個人事業者など独立して事業を営む者が、経営不振や収入過少を理由に被扶養者として申告があった場合、原則としては認定できませんが、次の状況にあっては所得税確定申告書一式（青色申告事業者の場合は青色申告書も含む）の写しを確認することにより、認定可能として取扱います。

ア 売上高が180万円以下であることと売上高から次のイに定める経費を控除した後の額が130万円未満であること、さらに住民税の所得割が課されていないこと（所得割が0円であること）が課税証明書等で確認できる場合。

イ 控除できる経費等の取扱いについては次のとおりとします。

 - ① 原材料費及び商品原価、配偶者及び3親等内の親族（事実婚関係の者を含む）以外の他人等を雇用した場合の人件費、修繕費は控除できるものとします。
 - ② 光熱水費、地代家賃（貸主が親族である場合を除く）、荷造運賃、通信費については業種による必要性を勘案して加除の判断をします。

ただし、事業所と自宅が同一のときで光熱水費や通信費等について正当と判断できない場合は除外とします。
 - ③ その他の経費については除外とします。

ウ 個人事業者としての直近3年間の実績が被扶養者として申告に至る状況であること、今後将来にむけて事業を拡大或いは縮小していくことにな

るのか、申告に至った収入減少が修繕や一時的な状況ではないのか、その他実態を総合的に審査して判断します。

- (8) 雇用保険や傷病手当金など休業補償となる収入については日額で判定をし、基準額未満であるときに被扶養者として申告できることとなります。

$$1,300,000円 \div 360日(1か月を30日で算出) \div \underline{3,612円未満(日額)}$$

$$1,800,000円 \div 360日(1か月を30日で算出) \div \underline{5,000円未満(日額)}$$

- (9) 傷病手当金を受給していた者を被扶養者として申告するときは、申告前に加入していた被用者保険から傷病手当金を受給終了したことのわかる書類を提出してください。

また、受給が可能である期間の途中に被扶養者として申告をした場合は、今後受給しないことを記した誓約書を提出してください。

【主な収入の種類】

給与収入	給料、賃金、賞与、役員報酬など
年金収入	厚生年金、共済年金、老齢基礎年金、遺族年金、障害年金 個人年金、企業年金、恩給など
事業収入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医業、株の 売買などから生ずる収入
利子収入	公社債及び預貯金の利子など
配当収入	法人から受ける利益の配当、株式の配当、剰余金の配分など
不動産収入	家賃、地代、権利金、船舶機の貸付料など
山林収入	山林の伐採又は譲渡による収入
雑収入	原稿料、執筆料、講師謝金、講演料、出演料、印税、株式等の譲渡収入など
その他の収入	傷病手当金、雇用保険失業給付金、休業補償金など

※年金として所得がある場合は課税証明書に雑所得として記載されます

Ⅲ 新たに扶養家族が増えたとき

1 資格取得日

- (1) 事実発生日から30日以内に必要書類をそろえたうえで庶務事務システムに入力、または所属所長(所属共済組合事務担当課)に被扶養者申告書を提出した場合、事実発生日が共済組合の被扶養者資格取得日(認定日)となります。

ただし、届出が遅れた場合は、所属所長が被扶養者申告書を受理した日となります。

当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日の取扱いについては、次のとおりとします。

庶務事務システムを利用する所属においては、原則として審査に必要なすべての書類をそろえたうえで庶務事務システムに入力し、直ちに添付書類を庶務事務集中センターに送付した場合において、被扶養者申告書を受理した日とします。

このとき、添付された公的書類の証明日が入力日以降である場合で30日以内の届出がなされなかったときは、それらの証明日以降の妥当な日を受理日として認定します。

また、システム入力後、庶務事務集中センターで添付書類を受領するまでに通常考えられる必要以上の時間がかかっていると判断できる場合で、30日以内の届出がなされなかったときは、入力日を受理日としては扱わず、その状況から妥当と判断される日を受理日として認定します。

庶務事務システムを利用しない所属の者にあつては、原則として審査に必要な書類をすべて添付して共済組合事務担当課で受理した日を被扶養者の認定日とします。

なお、発行元の都合等により提出していただく必要書類がすぐにそろえられないときは、自身で可能な書類を先にそろえて申告(庶務事務システム利用者は入力)し、申告の際にその旨を書面で申し出てください。

2 提出書類(①②③⑤⑥⑦⑨⑬⑭⑮は原本を提出、それ以外は写し)

㊦被扶養者申告書(庶務事務システム利用者を除く)

庶務事務システム利用者はシステムに入力することにより庶務事務集中センターにおいて被扶養者申告書が自動的に作成され共済組合に届きます。

①扶養事実届出書

申告対象者1人につき1枚提出してください。

②住民票(世帯全員の続柄記載のあるもの)

直近のものを提出してください。

外国籍の者を含む住民票を提出する場合は、外国籍の者の国籍、在留資格、在留期間、満了の日等の記載があるものを提出してください。

③課税証明書(直近のもの、収入や控除額のわかる明細が記載されたもの)

課税(非課税)証明書の提出は税金そのものの確認をすることが目的ではなく、認定対象者の収入及び所得の有無及び金額を確認するために提出していただきます。そのため、必ず控除額等明細の記載された、収入がわかるものを取得してください。(横浜市の場合は「全件用」というものです。)

このとき、基準額以上の前年の収入が記載されていても、たとえば給与収入、事業収入のみの者が既に離職或いは廃業している場合等は、その収入は認定前のもので申告時から将来に向けて生じる収入ではないので、収入基準として認定の支障になるものではありません。

しかし、雇用保険受給状況の確認が必要になる場合は、確認に要する書類を提出していただきます。

課税（非課税）証明書は当該年の1月1日現在住民登録のあった管轄の役所で発行されます。基本的に6月初旬に当該年度のものが取得できます。証明内容は前年のものです。

課税証明書に営業所得、事業所得、不動産所得等「所得」として記載があり、収入の詳細が確認できない場合は、確定申告書（青色申告含む）一式の写しを提出していただきます。収支内訳書も提出してください。

学生で収入がないときは、課税証明書の提出は不要です。ただし、就労後に再び学生に戻ったときは提出が必要です。

④収入及び雇用形態の確認できる書類

雇用契約書、労働条件通知書等並びに直近3か月分の給料明細等。状況により給与明細は3か月以上提出していただくことがあります。

雇用契約書や労働条件通知書がないときは、所定の「⑬給与支払等証明書」に勤務先で証明を取得し提出してください。

⑤在学証明書（高校生・大学生・専門学校生の場合）

学生証の写しは退学後に返納していないケースもあるため不可。入学許可証は在学している事実は確認できないので不可。

⑥雇用保険に関する確認書

離職を理由とするときや課税証明書に給与収入の記載があるときに提出していただきます。状況により添付書類が異なります。

⑦戸籍全部事項証明書等

親、兄弟、姉妹等を扶養申請する場合は必ず必要。

他に扶養し得る者の存在確認のために、親子、兄弟姉妹が客観的にすべて確認できるもの。電算化されたことによる戸籍全部事項証明書等現在のもものでは除籍された者が確認できないことがありますので、取得の際は戸籍担当窓口で充分確認して必要なものを取得してください。

⑧前年中の源泉徴収票写し、または確定申告書（青色申告含む）及び収支内訳書等一式の写し

扶養手当受給の該当がない子を被扶養者として申告する際に、配偶者が他の健康保険組合や国民健康保険に加入している場合は夫婦間の収入比較をする必要があるなど、当該被扶養者を他に扶養し得る者があるときに収入比較の資料として使用することもあります。

確定申告したことにより被扶養者として認定可能になる場合、税務署の受付日の確認が必要になることがあります。電子申告による場合も受付したことのわかる受信確認の資料を添付してください。

⑨健康保険資格喪失証明書

⑩国民健康保険証写し

⑪離職票1、2写し

⑫雇用保険受給資格者証写し

⑬給与支払等証明書

⑭送金（計画・実績）確認書

※金融機関発行の送金証明の添付が必要です。

⑮理由書、申立書等

⑮は様式として定めていませんが、認定に必要と思われる申立事実等がありましたら記入日、職員番号、所属、氏名押印（または自署）のうえ他の書類とともに提出してください。

* 必要に応じて上記のほかにも各種証明書等を提出していただきます。

IV 離職した家族について申告するとき

1 雇用保険に関して

離職の事由により被扶養者として認定する場合は、雇用保険の受給状況を詳細に確認します。

事業主が従業員を雇用したときは原則、雇用保険に加入することになっていますが、現状は雇用形態が様々であるのが実態です。

被扶養者になるための申告事由が離職でなくても、婚姻を伴う場合や課税証明書に収入の記載があるなど、雇用保険の受給状況を確認する必要がある場合は、届出によりその現状を把握してからでないとは認定には至りません。

「雇用保険に関する確認書」とともに「雇用保険に関する確認書提出時に必要な添付書類等」を参照のうえ、状況に応じて確認できる必要書類を添付して提出してください。

(1) 雇用保険を受給するとき

① 受給するが基準額範囲内であることが確認できる場合は被扶養者として申告できます。

② すでにハローワークに申請済のときとこれから申請するときとで添付書類が異なります。これから申請するときにはさらに後日提出していただく書類があります。

雇用保険受給開始時には遅滞なく被扶養者から外す手続きをしてください。

③ 勤務先都合等で離職のため給付制限期間がない場合は、雇用保険受給終了まで認定しません。

(2) 雇用保険受給の意思がないとき

雇用保険法における失業とは同法第4条第3項に「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」と定められており、本来雇用保険は求職活動をすることで支給されるもので給付の目的は再就職までの生活保障にあります。つまり、早く適職を得て再就職することが前提です。

① 離職票1・2があるときは、上記の意思や能力を有さず雇用保険給付の意思がないことをハローワークで記載された離職票1・2の写しを提出してください。

② 離職票交付を希望しなかったとき、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票1と同様式）写しを提出してください。

しかし、これは後から離職票1・2を交付してもらうことに変更が可能な状況ですので、後日組合から確認の資料を求めたときや扶養状況調査（検認）の際、別途指定した書類を提出していただくことがあります。

(3) 雇用保険受給期間を延長したとき

妊娠、出産、育児及び病気等で受給延長の手続きをした場合は受給期間延長通知書等の受給延長したことがわかる書類の写しを提出してください。

受給開始したときは、必ず扶養から外す手続きをしてください。

この場合、状況により後日組合から確認の資料を求めたときや扶養状況調査（検認）の際、指定した書類を提出していただくことがあります。

(4) 期間不足で受給できないとき

直近の離職票だけでは雇用保険の受給はできなくても、それ以前のものと同算すると可能な場合は該当する手続きをしてください。

(5) 雇用保険に未加入だったとき

離職した勤務先が雇用保険の適用がなかったときなどは、それが証明できる書類等を提出してください。

〔例〕①雇用当初から3か月の雇用契約だったときは、雇用契約書、労働条件通知書等の写し

②1週間当たりの所定労働時間が18時間だったときは、雇用契約書、労働条件通知書等の写し、勤務時の給与明細書写し（雇用保険料が引かれていない）

証明できる書類がないときは、ハローワークで「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票」を提出し、雇用保険の被保険者でなかったことが確認できる「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を取得し提出してください。

(6) 雇用保険を受給終了したとき

支給終了日の翌日が事実発生日となります。

2 病気が理由で離職したとき

健康保険などの被用者保険に加入していた者の離職理由が病気が原因であるとき、在職中から引き続き病気であった場合に傷病手当金の受給が可能となる場合があります。

傷病手当金は日額基準で判定をする収入となりますので、病気が原因で離職したときはその状況を必ず申告してください。

受給中あるいは受給資格があって今後申請する予定である者は、被扶養者にはなれない可能性が高いので確認審査のうえ、認定可否の判断をします。

V 子の共同扶養

夫婦双方に収入がある場合は、基本的に収入の高い被保険者の被扶養者になります。（後記「X I その他 8 収入比較」参照）

ただし、次の場合は申告した方の被扶養者になります。

- (1) 夫婦ともに本市共済組合員で、扶養手当を受給する者が被扶養者の申告をする場合
- (2) 配偶者が当組合以外に加入していて、本市共済組合員が扶養手当を申請する場合（配偶者が扶養手当を受給していないことが条件）
- (3) 扶養手当の受給対象とならない者を被扶養者として申告するとき、配偶者が他の健康保険組合や国民健康保険等に加入していて夫婦双方の年間収入の差額が、その多い方の一割以内である場合

※ 育休者の申告も可能ですが扶養手当の受給は復職後からとなります。

VI 親の認定

別居については後述しますが、別居における親の被扶養者としての申告にあたっては、年金額確認やそれまでの生活の実績、また本当に当該組合員が扶養しているのか、他に扶養し得る家族の有無など把握すべき事項が多いにもかかわらず、その実態確認が非常に困難であるのが実情です。

詳細に事実の申告をお願いします。

- (1) 親を被扶養者として申告する場合、被扶養者として申告する者の収入が認定基準額の範囲内であり、かつ被扶養者として申告する者に配偶者がある場合、夫婦相互扶助の観点から父母の収入合計額が横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領別表1に規定する収入基準の合計額未満である場合に、認定の対象として審査します。
- (2) 当該組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合は、その中で一番収入の多い者を先順位とします。
- (3) さらに「はじめに」に記したように、収入が基準の範囲内であるからといって認定できるものではなく、主として組合員が生計を維持している（認定対象者の収入を超える金額以上かつ基準額以上を生活費として負担している）事実があることや、生計の実態と継続性、社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判定します。

※1 たとえば、高額収入を得ていた親が定年退職をして収入がなくなり、収入基準額内なので被扶養者として申告をするというのは、認められるものではありません。現役で収入を得ていた親であれば通常退職後に備えた準備をしていると考えるのが社会通念であり、いきなり子供である組合員に生活費の大半を頼る生活に陥るとは考えにくいものです。生計維持関係の実態もないのに、単に国民健康保険料(税)を節約するために組合員の被扶養者になるということは認められません。

被扶養者は掛金（保険料）の支払いはなく、他の組合員の皆さんが支払った掛金で保険給付を受けられるのですから、認定は慎重に公平に公正に判断することになります。

しかし、現実には様々な実態がありますので、「扶養（＝生活費の面倒を主としてみている）」の事実がある場合は申告してください。

※2 別居している母親の年金受給額が170万円あるが、170万円以上の送金をするという条件で申告があった事例の場合、340万円（年金170万円＋送金170万円）という額が実際に母親が生活するのに必要かどうかという状況について確認審査します。

たとえば、保険診療対象外の治療を受けていて高額な費用がかかっている事情があるなど、組合員が生計面を支えなければならないその事実を証明できるものを添付して申告してください。

Ⅶ 婚姻・出産した子の認定

被扶養者として認定されているお子さんが結婚した場合には、婚姻日または別居日のうち早い日をもって被扶養者から外れていただくことになります。

孫は、その親が扶養義務を負うことから、原則として被扶養者には認定しません。

また、被扶養者になっている子が出産した場合（未婚の場合も含む。）、誰かに扶養される立場ではなく、親として経済的に自立してその子供を養育する義務があると考えますので、原則として扶養から抜けていただくことになります。

孫の親が子育てを放棄して所在不明のため、組合員（祖父母）が経済的に孫を扶養している場合など、共済組合がやむを得ないと判断する場合のみ認定します。

また、認定する場合であっても、期限や条件を定めたいうでの認定となります。

※ 基準額を満たしていても、具体的な調査確認をして当該組合員が扶養しなければならない事情や扶養している実態があるなど生計の実態や今後の継続性、社会通念等を厳正に総合的に勘案して判断します。そのうえで扶養していると共済組合が判断できない場合は、認定できません。

※ 扶養とは実生活においてその者の生活費の半分以上を、当該組合員が将来に向かって継続的に支払っている実態があることをいいます。生活費の実態は個々に異なりますが、申告による事実確認と社会通念から判断します。

1 個々の事案により提出書類が異なる場合がありますので、不明な場合は庶務事務集中センターヘルプデスクまたは職員共済組合にお問合せください。

ただし、電話による照会は勘違いや行き違いが生じることが多々あるため、後日さらに確認書類の提出を求められることがありますので、あらかじめご了解ください。

2 「小児医療費助成事業医療証」「重度障害者医療証」「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証」「自立支援医療受給者証」「特定疾患医療受給者証」などにより医療費の公費助成を受けている方は、保健給付において必要ですので被扶養者申告の際、その写しを必ず添付してください。後日該当になった場合は、その都度に提出してください。

※ 制度の名称は市町村によって異なります。

扶養増の事由発生日及び申告に必要な添付書類等

共 通 書 類

**① 養事実届出書 ②住民票※（続柄記載のある世帯全員のもの）③課税（非課税）
証明書（収入や控除額等詳細がわかるもの）…収入のない学生は不要**

事 由	事由発生日	事 由 別 提 出 書 類
採 用	採用された日	認定対象者と状況により異なる
出 生	出生の日	③は不要 配偶者が被扶養者でない場合は①に同意の記載が必要
婚 姻	婚姻届受理日または同居日のいずれか遅い日	戸籍全部事項証明または受理証明書等 離職や雇用保険の受給が伴う場合や収入がある場合は状況により書類が異なる
離 職	原則として退職日の翌日	健康保険資格喪失証明書原本 雇用保険受給状況により書類が異なる
雇用保険受給終了	雇用保険支給終了日の翌日	雇用保険受給資格者証写し(全面)
収入減少	収入が減少したことが認める日	状況により異なる 雇用契約や労働条件の変更が確認できる書類写し、給与明細写し、源泉徴収票写し、確定申告一式写し、健康保険資格喪失証明書原本、国民健康保険証写し、年金の通知写し、配当の通知写し、その他
傷病手当金受給終了	傷病手当金受給終了日の翌日	当該健康保険発行の受給終了日が確認できる書類写し
扶養者の変更	場合により異なる	
同居	住民票に記載された同居の日	戸籍全部事項証明または受理証明書等、健康保険資格喪失証明書原本または国民健康保険証写し、源泉徴収票写し、確定申告一式写し、年金額がわかる書類、離職や雇用保険の受給が伴う場合や収入がある場合は状況により書類が異なる、その他
養子縁組	戸籍に記載された日または同居日のいずれか遅い日	
個人事業の廃止	廃業日の翌日	税務署等に提出の廃業届写し、資格喪失証明書原本または国民健康保険証写し、その他状況により書類が異なる

※外国籍の者を含む住民票を提出する場合は外国籍の者の国籍、在留資格、在留期間、満了の日等の記載があるものを提出してください。

認定に必要な書類は状況により異なります。必要に応じて上記のほかに各種証明書等を提出していただきます。

Ⅶ 扶養家族が減ったとき

1 資格喪失日

事実発生日が資格喪失日となります。就職の場合は、健康保険証の資格取得の有無にかかわらず、採用日が資格喪失日となります。

資格喪失は、扶養認定とは異なり何年でも遡って処理します。申告が遅れると共済組合で負担した保健給付費の返還請求など組合員に負担が生じますので、忘れずに遅滞なく手続きをしてください。

2 提出書類（原本）

① 組合員被扶養者証

※組合員証の提出は不要です。

※別居の届出のみで扶養が継続する場合、組合員被扶養者証の提出は不要です。

② 被扶養者申告届

庶務事務システム利用者はシステムに入力することで、その内容が申告書として庶務事務集中センターにおいて自動的に作成されます。

③ 給与支払等証明書

状況により提出していただきます。

④ 理由書、申立書等

様式として定めていませんが、申告に必要と思われる申立事実等がありましたら記入日、職員番号、所属、氏名押印（または自署）のうえ他の書類とともに提出してください。

⑤ 資格喪失証明発行依頼書

離婚、収入増加、個人事業開始の理由など被扶養者の資格喪失後、国民健康保険に加入する場合は、資格喪失証明書が必要になります。

届出された方に自動的に交付するものではありませんので、必要なときは他の書類とともに添付してください。

申告時に依頼がなく、後日依頼の際は各所属共済事務担当課から依頼していただきます。

扶養減の事由発生日及び申告に必要な添付書類等

共 通 書 類

①組合員被扶養者証…返還すべき証が無いときは組合員証等返還不能理由書

②資格喪失証明発行依頼書…喪失後に国民健康保険に加入する者のみ必要

事 由	事由発生日	事 由 別 提 出 書 類
就 職	採用日または健康保険等資格取得日	被保険者証等の写しまたは採用辞令等
離 婚	戸籍に記載された離婚日 先に別居している場合は別居の日	戸籍全部事項証明等、調停や裁判離婚の場合は調書の写しでも可、 住民票(配偶者の転出が確認できる同居時のもの、離婚時に同居継続中であればその状態のもの)
別 居	住民票に記載された別居の日	対象者の転出が確認できる同居時の住民票、同居が条件でない者は状況により異なる
収入の増加	・不安定収入の場合扶養申告時からの積み上げで年間 130 万円を超えた月の初日 ・労働条件変更によるときは契約変更日 ・その他状況により異なる	各月給与明細書写し、給与支払等証明書、源泉徴収票、雇用条件(労働条件)変更契約書写し、その他
事業収入の増加	収入が増加した年の翌年1月1日	確定申告書一式(受付印のあるもの)写し、電子申告のときは受付がわかる受信確認資料も添付
不動産収入の増加	収入が増加した年の翌年1月1日または所有権移転の日	確定申告書一式(受付印のあるもの)写し、電子申告のときは受付がわかる受信確認資料も添付 不動産の取得により一定額を超える収入が見込まれるときは登記簿謄本等写し
雇用保険の受給開始	受給延長後に受給開始した日	雇用保険受給資格者証写し(全面)
年金の受給開始または増額	年金支払決定通知、改定通知等通知日の翌々日	支払決定通知書または改定通知書または裁定通知書等写し
扶養者の変更	場合により異なる	場合により異なる
子供の結婚	戸籍に記載された婚姻日 先に別居している場合は別居の日	戸籍全部事項証明等 住民票(子の転出が確認できる同居時のもの、子の婚姻時に同居であればその状態のもの)
個人事業の開始	事業開始の日	税務署等に提出の開業届写し

死 亡	死亡した日の翌日	戸籍全部事項証明等、住民票、死亡診断書写し、火埋葬許可証写し、いずれか
施設等に入所 (喪失するとき)	入所の日	入所契約書写しや証明書等入所日が確認できるもの

資格喪失に必要な書類は状況により異なります。必要に応じて上記のほかに各種証明書等を提出していただきます。

喪失は事実日に遡って認定を取消します。それに伴う医療費があるときは組合員に返還していただくこととなりますので、遺漏や遅延のないよう手続きしてください。

Ⅷ 別居している(した)者を申請するとき

本来同居して生活するはずの家族などが諸事情により別々に住むことが別居であることから、生計も別であるという考え方が基本になります。主たる生計のつながりの事実を確認することが、別居時の主とした確認事項であるため、同居での認定とは異なり認定基準が厳しくなります。

別居している者を新たに被扶養者とする場合には、認定対象者の続柄、認定基準額、送金額、送金方法の条件を満たし、生計維持関係がある事実の証明が必要です。

また、同居で認定されていた者が別居した場合は、申告時及び3か月後に送金確認書を提出してください。(詳細は「2送金について」を参照)

学校教育法に規定する学校の学生については、在学証明書と生活拠点のわかる書類の提出により継続して認定します。ただし、就職等で被扶養者から一度外れた者を再度、学生として申告する場合は収入状況のほか詳細な実態確認ができる書類の提出を求めます。

なお、特別な事情があるなどの場合は、個々に審査し判断しますので申し出てください。

別居した場合は、必ず別居の届出を庶務事務システムへの入力または被扶養者申告書の提出をしてください。

別居扶養として認められない場合は、扶養から外れていただきます。

カード化に伴い不正使用が可能になるケースが生じますが、届出を怠り、別居していたことが後日判明した場合で別居要件を満たす証明が提出できないときは、別居時点に遡り資格を取消します。

今後、検認(扶養状況調査)等によりその実態確認に随時努めますが、当共済組合が求めた資料の提出がない場合や扶養の事実が確認できないと判断した場合も、別居時点まで遡って資格を喪失します。

遡って資格喪失したものが、その時点で認定可能な場合は、再度届出したときからの認定となり、認定の遡りはしませんのでご注意ください。

1 届出事由による提出書類

(1) 既に扶養認定されている子の進学

ア 在学証明書(直近に取得したもの)

学生証の写しは退学後に返納していないケースもあるため不可。入学許可証は在学している事実が確認できないので不可。義務教育であっても別居時は提出して

ください。

イ 転出先の分かる書類（住民票、賃貸借契約書、入寮証明書などの写し）

※ 学業に専念するために就労できないということで送金証明の提出を求めています。夜間学生や就職のためのカルチャースクール等に通っている場合は、学生としての扱いはできませんので、通常の別居として届出をしてください。
（（4）その他の場合参照）

※ 入学の事実に基づきますので入学日以降に届出してください。

(2) 施設入所

ア 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合に限り同居の延長とみなします。次の書類を添付してください。

① 扶養事実届出書

② 入所契約書の写し

③ 施設利用料の見積書または領収書の写し

④ 収入のわかる書類（直近の年金改定通知書等の写し）

イ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム等（障害者施設も含む）

① 扶養事実届出書

② 入所契約書または入所証明書または住民票の写し

（入所時期と住所の分かるもの）

③ 施設利用料の見積書または領収書の写し

④ 送金（計画・実績）確認書（金融機関発行の振込依頼書、通帳の写し等添付）

⑤ 収入のわかる書類（直近の年金改定通知書等の写し）

※ 入所施設に変更があった場合は、再度認定を行いますので、新たに届出をしてください。

※ 入所者本人に障害・遺族・厚生・共済年金等の収入があり、その収入で生活できる実態がある場合は、組合員と被扶養者の間に生計維持関係があるといえないため、認定基準額（130万円または180万円）にかかわらず扶養から外れることとなります。

(3) 人事交流等で組合員が他都市に派遣

業務上、一時的に別居を余儀なくされるため届出の必要はありません。

(4) その他の場合

ア 扶養事実届出書

イ 収入が確認できるもの

ウ 住所の確認できる書類

エ 送金（計画・実績）確認書（金融機関発行の振込依頼書等添付）

※ 対象となる家族の続柄や年齢や実態により、その他の状況を証明する書類の提出を求め、当該組合員の被扶養者として認定できるかどうかを確認のうえ、総合的に判断して可否を決定します。

2 送金について

(1) 認定対象者に収入がある場合は、認定対象者の収入と送金額を合算した額が、全国標準生計費（人事院の全国都市別生計費単身者の場合 参考17年4月：年額約155万円）以上あることが原則として必要ですが、当分の間は認定対象者の収入と送金額の合計で年額130万円以上、かつ、認定対象者の収入と同額以上の送金をしている事実と、今後も継続的に送金することが必要です。

また、送金後の被保険者の手元に、同居する被扶養者の分も含めた生計維持費相当分（130万円/年×人数）が残ることも要件として原則必要となります。

(2) 認定対象者に収入がない場合は、認定時より向こう1年間に130万円程度の送金が必要です。

生活費としての送金であるため、賞与時にまとめて送金することは認められません。

(3) 申告時に送金計画確認書と初回の送金証明を提出してください。

さらに3か月後に送金実績確認書とその間の金融機関発行の送金証明を提出してください。

3か月後に送金実績確認書の提出がない場合は別居日に遡り被扶養者の資格を取消します。

賞与分を加算して送金計画をした場合において、提出する3か月分の実績に賞与月を含まないときは、さらにその3か月後に送金実績確認書を送金証明とともに提出してください。

(4) 送金証明として提出していただく書類は、生活費をいつ誰から誰にいくら送金したかを第三者に明確に証明できるものとして、金融機関発行の振込依頼書写し及び振込先の通帳写しを提出してください。現金による送金のときは、現金書留封筒写し(控えの写しは不可)を提出してください。

手渡しによる方法は事実確認ができないので認められません。

検認(扶養状況調査)を随時実施しますので、必ず振込依頼書等の控えを保管しておいてください。失くしてしまった場合であっても求めた送金証明の提出ができない場合、送金の事実が確認できない時点で遡って扶養から外れていただきますので充分ご注意ください。

(5) 単に小遣い程度の送金をしている場合や、また少額の送金で対象者の生計が成り立つ実態があるにもかかわらず、認定を得るための要件に合致させる送金をしていると判断できる場合など、基準を満たしていても実態とかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くと共済組合が判断した場合は、認定できません。

※ 別居していた被扶養者と再度同居した場合は、同居に戻ったという内容の届出が必要になります。

※ 別居の状態のまま、就職等により被扶養者の資格を喪失する場合には、庶務事務システムによる手続きまたは被扶養者申告書の提出により喪失の手続きをしてください。このとき同居に戻ったとしてもその届出は省略します。

3 海外に別居するとき

(1) 国内での学業に続いて留学する場合は、日本の在学証明書に相当する書類とその翻訳文(訳文と訳者記名)を提出してください。

国内での学業を一度修了したものや一度就職したもの等が留学する場合などは、送金事実の確認できる書類も提出してください。

海外で医療を受けたときは海外療養費として請求できるものもありますが、日本国内での保険診療の内容で審査することになります。

(2) (1)のときであっても、対象者が一度就労し本人が得た収入で留学する場合、自身の蓄えで渡航、生活、留学する場合は認定できません。実際に扶養するに至った(組合員が送金をすることではじめて対象者が海外での生計を維持できる状況)ときに被扶養者として申告してください。

(3) ワーキングホリデーや海外青年協力隊(JICA)などで海外に行く場合は、その活動の目的から被扶養者には認定しません。

4 二世帯住宅等

1 棟の建物であっても、中で間仕切りをしてそれぞれに住宅設備を備えた二世帯住宅として別世帯に居住している者を被扶養者として届出があった場合は、構造上別に生活することを目的に二世帯住宅として建築していることから、通常の別居として申告してください。

同じ敷地内に建てた別棟に居住の場合も、またマンション等共同住宅の別室に居住の場合も同じ取扱いになります。

Ⅸ 不安定収入がある場合

1 アルバイト・パート、臨時雇用等はすべて不安定収入と解釈するということではなく、雇用契約書により時給制・日給制であっても向こう1年間に130万円以上の収入が見込まれる雇用形態、月額基準108,334円以上の収入状況であるときは、不安定収入とはいえないため勤め始めたときを資格喪失日とします。

2 アルバイト・パート等で月々の収入が増減する場合で、雇用契約書等から向こう1年間の収入見込み額の算定ができないときは、積み上げで年間130万円を超えた月の初日（月額収入が月額基準（108,334円）未満であることが前提）を扶養から削除する日とします。このとき原則として、被扶養者であった期間の交通費を除く総支給額により算定します。

3 同じ会社に継続勤務している場合、当該年に認定基準額を超過したときは翌年も認定基準額を超えることが予想されるため、翌年中は被扶養者に認定しません。翌年の収入総額が基準額を超過しなかった時は、翌々年以降にそれを証明する源泉徴収票や(非)課税証明書などの書類を提出し、扶養認定申請をすることができます。この場合の認定日は、添付書類をすべてそろえたうえで所定の申請書を所属所長が受理した日からとなります。

ただし、雇用条件変更契約書等で基準を超えない勤務条件に変わることが明確に示されている場合は、その資料に基づき被扶養者として申告が可能となります。

なお、勤務時間を自粛することで基準額内になるようにするという申出書は認められません。

4 不安定収入とみなされる状況が予想される雇用形態の方は、当共済組合が提出を求めた際、給与明細書や勤務先からの各月分の支払い明細書を提出できるよう必ず保管しておいてください。提示できないときは勤務先で証明をいただいた所定の「給与支払等証明書」を提出してください。基準額を超えている場合で共済組合が求めた資料の提出がないときは、資格喪失日を当該年の1月1日とします。

ただし、年の途中で就職したことが確認できるときは採用日となります。

X 配偶者からの暴力を受けた者について(DV)の取扱い

配偶者からの暴力を受けた者（被害者）に係る被扶養者の取扱いについては、組合員から被扶養者を外す届出がなされなくても、公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して、被害者である配偶者から当該組合員の被扶養者から外れる旨の申出が提出された場合は、被扶養者から外れることができます。

証明書に当該被害者の同伴者として子の記載もあるときは、同時に外れることが可能です。組合から通知を受けた組合員は、通知に基づき所定の手続きを速やかに行ってください。

XI その他

1 配偶者と離婚したときの子について

離婚したとき、それまで被扶養者だった配偶者は組合員との生計維持関係がなくなるため、扶養からはずれなくてはなりません。

被扶養者だった子を配偶者が引き取って別居生活をしている場合、組合員が一定額の送金をして、その子供の生計を維持していれば被扶養者として存続することができます。これは一緒に暮らさなくても血縁関係に変わりはないと判断されるためです。また、未成年の場合、必ずしも親権者と一致するというものでもありません。

一定額の送金とは、配偶者との合意や裁判等で決められた養育費のことではありません。収入のない子供であれば一人につき年額130万円以上の送金を要件とします。

ただし、地方公務員等共済組合法運用方針では「組合員以外の者が扶養手当等を受給している場合は認定できない。」としていることから認定にあたっては離婚した配偶者が扶養手当等を受給していないことが条件になります。

2 奨学金、研究奨励金及び司法修習生貸与金

奨学金は優秀な学徒で、経済的理由により就学困難なものに学資金として支給、貸与されているもので、認定基準額という収入には該当しないと考えられます。

したがって、認定基準額を超える奨学金を受けていたとしても、その者を被扶養者として認定することは可能です。

ただし、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は、奨学金のように単に学資のみに充てることを目的としたものでなく、その支給条件等から生活補助的な面もあるので、これは認定基準額としての収入に含めるものとします。

また、司法修習生として辞令の出た者のうち修習資金貸与を受ける場合には、組合員が貸与金を超える経済的負担をする必要があるとは考えられないことから貸与であっても辞令の日で資格喪失となります。

3 不動産収入

不動産収入における必要経費等については、基本的に個人事業者と同じ取扱いとします。

確定申告により前年の収入が基準額を超えたことが判明したときは、基準額を超えた年の翌年1月1日を資格喪失日とします。ただし、相続や贈与など所有権移転等による不動産の取得により、今後1年間の収入が**明らかに**基準額を超えると見込まれるときは、所有権移転の日で被扶養者資格喪失の申告をしてください。確定申告により1月1日喪失という申告があっても、明らかに不動産賃貸業と判断できる場合は所有権移転の日で認定を取消します。

このとき、土地建物等登記簿謄本写しまたは登記事項証明書写しを提出してください。

基準額超過が明確であるため翌年1月1日以降で確定申告以前に被扶養者取消しの申告をした場合であっても、確認のため当該確定申告書一式の写しを、後日必ず提出していただきます。

また、収入が減少し基準額以内になったことで被扶養者認定の届出があったときは、確定申告を税務署が受付した日を認定日とします。ただし、売買などで不動産を手放したことにより**明らかに**基準額未満になることが見込まれるときは、所有権移転の日を事由発生日とすることができますが、このときは土地建物等登記簿謄本写しまたは登記事項証明書写しと収入減少がわかる明確な資料を提出してください。

4 認定前の医療機関受診

被扶養者として申告をした者が必ず当組合の被扶養者になれるわけではありません

認定前に医療機関を受診する場合、その受診日がどの保険の該当になるのかわからない状況であるときは、医療機関の窓口で必ず、保険の認定申請中であることやその状況を話したうえで医療機関の指示に従ってください。

もしも全額自己負担での支払いになり後日、当該受診日以降の認定を受け当組合の被扶養者になったときは、当組合に療養費の請求手続きをしてください。

療養費の手続きについては「保健給付（現金給付）」を参照してください。

5 資格喪失後の医療機関受診

扶養からはずれる届出が遅れたとき、資格喪失日は遡りますので、資格喪失していることが明らかな日に被扶養者が医療機関を受診する場合は、手元に組合員被扶養者証があっても、絶対に使用しないでください。（6 保健給付費の戻入参照）

速やかに手続きのうえ組合員被扶養者証をお戻しください。

※ 組合員自身が退職したときも同様ですので、絶対に使用しないでください。

6 保健給付費の戻入

被扶養者に関しては組合員が扶養の実態に基づいて、その届出の責務を負います。

したがって、被扶養者としての資格要件を欠いたのに届出を怠った場合や届出が遅延した場合において、既に支払われた保健給付費は被扶養者の資格を喪失した日まで遡って全額を、組合員に戻入していただきます。

戻入後に国保等の当該期間の加入保険に療養費として、組合員自身が再請求しなおすこととなります。この手続きが遅れると戻るはずの給付費が支払われなくなることがありますのでご注意ください。

療養費の手続きについては「保健給付（現金給付）」の項を参照してください。

7 資格証明書

資格証明書は組合員または組合員の被扶養者として認定されている者に、組合員証等の代わりになるものとして緊急時等に発行するものです。カード化に伴い需要の減少が想定されますが、被扶養者として申告し審査中の者については交付できません。

8 収入比較

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定にあたっては、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、基本的には届が提出された日の属する年の前年分の年間収入で比較するものとします。（昭和60年6月13日保険発第66号厚生労働省通知）

ただし、育児休業取得や退職等の理由により前年分と今後の収入見込みに大きな差がある場合には、今後恒常的に得られことになることが客観的に判断できる見込み収入がわかる書類等があれば、その書類により判断します。

兄弟姉妹が親を扶養するときの収入比較も同様に行います。

X II 国民年金第3号被保険者の届出

組合員の被扶養者となった配偶者で20歳以上60歳未満の人については、国民年金法第7条により、国民年金第3号被保険者になり、被扶養者としての認定と同時に共済組合を經由して日本年金機構へ届出をすることになっています。

次のような場合は、所定の届出書を庶務事務システム入力後庶務事務集中センターあて送付の添付書類とともに、庶務事務システム利用でない方は扶養親族等異動届とともに共済組合事務担当課へ提出してください。その際、基礎年金番号通知書または国民年金手帳等、基礎年金番号のわかるものの写を添付してください。

この届出を忘れると、将来国民年金の受給ができなくなることがありますので必ず提出してください。

- 1 組合員の被扶養配偶者となったとき
- 2 組合員の被扶養配偶者が死亡したとき
- 3 被扶養配偶者の氏名・生年月日・住所等を変更（訂正）するとき

平成26年12月1日以降、下記4、5の理由で短期給付の資格を喪失した場合は、国民年金第3号被保険者でなくなる届出「非該当届」（届出人は被扶養配偶者）を所属、共済組合を経由して日本年金機構に提出することとなりました。

- 4 収入増で短期給付の資格喪失となったとき
- 5 離婚または別居で短期給付の資格喪失となったとき

XIII 扶養状況調査（検認）

被扶養者として認定されてもその状況は継続するものではありません。組合員が自ら、その事態を把握のうえ、扶養している事実または扶養しなくなった事実を申告することが定められています。

しかしながら、その認識が薄かったり届出を忘れてしまうケースが多々あるのが現状です。さらにカード化されたことにより使用する者にとって利便性が図られた反面、不正使用の易化も顕著です。資格のない家族が不正に医療機関で受診することは共済組合の財政にも大きく影響するものです。

そこで、共済組合では随時、被扶養者の資格継続確認調査を実施します。調査にあたってはすべての被扶養者が対象となり、被扶養者としての要件を継続して具備していることを確認します。

共済組合からの調査票をはじめ様々な証明書類（住民票、課税証明書等）を提出していただきます。提出書類にあたっては、当該被扶養者のものだけでなく他の家族のものも提出していただく場合があります。

扶養の異動手続きを怠っていたことが判明した場合は、事実発生日に遡って被扶養者の資格を取消します。

当該組合員から指定する期間内に届出と組合員被扶養者証の返納がされない場合、または正当な理由なく検認にも応じない場合は被扶養者の資格継続審査を受けることを放棄したものとみなし、共済組合が当該被扶養者の資格を取消し当該組合員に通知します。

当該組合員は、速やかに被扶養者証を返納するとともに、取消された日以降に被扶養者が医療機関にかかっていた時は、当共済組合が医療機関等に支払った医療費を組合員に返還をしていただきますのでご注意ください。

※ 特に多いケースとして、離婚を前提とした別居など扶養の事実がない（生計維持関係がない）にもかかわらず配偶者や家族の手元に組合員被扶養者証が渡っていて使用した場合は、扶養しなくなった日（たとえば別居の日）に遡って資格を取消し、かかった医療費は組合員に返還していただくこととなりますので充分ご注意ください。

XIV 被扶養者認定関連法

- 1 地方公務員等共済組合法
- 2 地方公務員等共済組合法施行令
- 3 地方公務員等共済組合法施行規則
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程
- 5 地方公務員等共済組合法運用方針
- 6 健康保険法
- 7 健康保険法施行規則
- 8 被扶養者認定関連通達
- 9 国民健康保険法

附則 この要領は平成27年4月1日から施行する。